

平成29年(ヨ)第651号 高浜原発3, 4号機運転差止仮処分命令申立事件
債権者 水戸 喜世子
債務者 関西電力株式会社

準備書面(2)

平成29年8月16日

大阪地方裁判所 第1民事部 御中

債権者代理人 弁護士 井戸 謙一

弁護士 河合 弘之

弁護士 海渡 雄一

弁護士 甫守 一樹

弁護士 大河 陽子

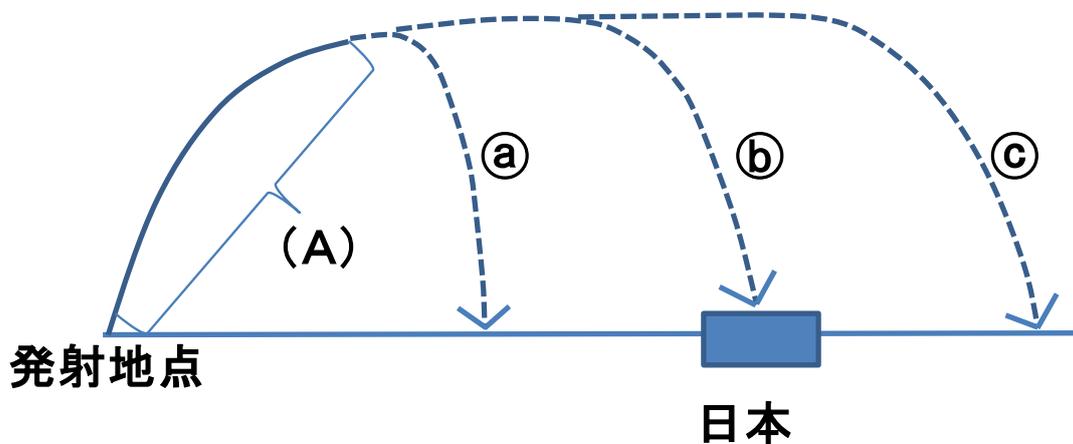
第1. 申立の趣旨の変更

申立の趣旨を下記のとおり変更する。

1. 債務者は、福井県大飯郡高浜町田ノ浦1において、高浜発電所3号機及び同4号機を自衛隊法82条の3第1項または第3項による破壊措置命令が失効するまで運転してはならない。
2. 申立費用は債務者の負担とする。

第2. 申立の趣旨の変更の理由

日本に向かってくる弾道ミサイルの軌道を下図のとおりとする。



実線の部分（Aの部分）では我が国に向かっていることは分かるが、我が国に着弾するかはまだ分からない。その後、㉑、㉒、㉓のどの軌道を取るかは不明だからである。

飛行が更に続いて、㉒の軌道を取るおそれ、すなわち我が国に飛来するおそれ（別言すれば我が国に着弾するおそれ）が出てくるとする。このおそれに対応（破壊措置）するのが自衛隊法82条の3第1項（「防衛大臣は、弾道ミサイル等が我が国に飛来するおそれがあり…」）（条文を末尾に添付 別紙1）である。

しかし、この対応では遅きに失することが多いので「我が国に向けて弾道ミサイル等が飛来する」段階、すなわち上図の実線（A）の段階で破壊措置に入るための条文が同条第3項である。「我が国に飛来する」という文言と「我が国に向けて飛来する」という文言を1項と3項とで使い分けているのである。

本来的には防衛大臣は北朝鮮のミサイル発射の兆候を掴んでから同条第1項により内閣総理大臣の承認を得て破壊措置命令を自衛隊の部隊に発する。しかし、北朝鮮がミサイル発射した後10分以内に我が国に到達してしまうし、また申立書に記載したように、発射を察知することが益々困難になってきた。そのような状況に対応する必要がある。そのための条文が同条第3項である。上図の実線（A）の段階、すなわち「我が国に着弾するかどうかは分からないが我が国の方向に向かって飛来している段階」で個別的に総理大臣の承認を得ることなく機動的に破壊措置命令を予め出せるように同条第3項の規定を設けているのである。これにより自衛隊は臨戦態勢を整え、何時にても迎撃できるようになるのである。

以上のとおり、3項は1項より危険が稀薄なときに発動されるのではなく、1項のおそれがより緊迫していて、個別対応では間に合わないときに常時臨戦態勢を作っておくための条文である。

ただし、何らかの事情で「我が国に飛来するおそれ」（すなわち我が国に着弾するおそれ）が先に具現化したとき（たとえば北朝鮮が予め「東京都心を狙ってミサイルを発射する」と宣告したような場合）は「自衛隊法第82条の3第3項に規定する弾道ミサイル等に対する破壊措置に関する緊急対処要領」6（条文を末尾に添付 別紙2）により同条第1項の原則にもどり内閣総理大臣の承認を得て破壊措置命令を出すことになる。

ところで、政府が破壊措置命令を常時発令をしていることは申立書記載のとおり確実である。しかし、その法的根拠（条文上の根拠）は、政府が発令の存否自体を非公表としているので不分明である。

ただ、昨年8月の常時発令に至る経緯（着弾前に対策を取れなかったなど）からすると同条第3項によるものと推測される。同条第4項の「その命令に係る措置をとるべき期間」が「3ヶ月」なのだと推測される。

ただし、同法第82条の3第1項による命令を単に延長して常時発令としていただけだという可能性も払拭できない。

そこで、申立の趣旨を第1項による命令が解除によって失効するか、または第3項による命令が期間満了によって失効するまでを運転禁止期間としたものである。

第3. 申立の理由の訂正

上記の事情により、以下のとおり、申立書を訂正する。

本件申立書の4頁下から9行目の「自衛隊法82条の3第1項」の後に「または第3項」と加入する。また、5頁上から2行目から4行目の「破壊措置命令は解除される（同条第2項）が、現時点では解除されていないし、解除される見通しは全くない。」を「破壊措置命令は失効させられる（同条第2項による解除または第3項による期間満了により）が、現時点では失効していないし、失効となる見通し全くない。」に訂正する。

以上

第四十八編 防衛 (自衛隊法)

6 第一項及び第三項に規定する要請の手続は、政令で定める。

(自衛隊の施設等の警護出動)

第八十一条の二 内閣総理大臣は、本邦内にある次に掲げる施設又は施設及び区域において、政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で多数の人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為が行われるおそれがあり、かつ、その被害を防止するため特別の必要があると認める場合には、当該施設又は施設及び区域の警護のため部隊等の出動を命ずることができる。

一 自衛隊の施設

一 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国置隊の地位に関する協定第二条第一項の施設及び区域(同協定第十五条の合同委員会において自衛隊の部隊等が警護を行うこととされたものに限る。)

2 内閣総理大臣は、前項の規定により部隊等の出動を命ずる場合には、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴くとともに、防衛大臣と国家公安委員会との間で協議をさせた上で、警護を行うべき施設又は施設及び区域並びに期間を指定しなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の期間内であっても、部隊等の出動の必要がなくなったと認める場合には、速やかに、部隊等の撤収を命じなければならない。

できる。

2 防衛大臣は、前項に規定するおそれなくなったと認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、速やかに、同項の命令を解除しなければならない。

3 防衛大臣は、第一項の場合のほか、事態が急変し同項の内閣総理大臣の承認を得ないとき我が国に向けて弾道ミサイル等が飛来する緊急の場合における我が国領域における人命又は財産に対する被害を防止するため、防衛大臣が作成し、内閣総理大臣の承認を受けた緊急対処要領に従い、あらかじめ、自衛隊の部隊に対し、同項の命令をすることができる。この場合において、防衛大臣は、その命令に係る措置をとるべき期間を定めるものとする。

4 前項の緊急対処要領の作成及び内閣総理大臣の承認に関し必要な事項は、政令で定める。

5 内閣総理大臣は、第一項又は第三項の規定による措置がとられたときは、その結果を、速やかに、国会に報告しなければならない。

(平一七法八・追加、平一八法二一八・一部改正、平二二法五五・旧第)

八十二条の二(以下)

(災害派遣)

第八十三条 都道府県知事その他政令で定める者は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認めるときは、部隊等の派遣を防衛大臣又はその指定する者に要請

(平二三法二五・追加、平一八法二一八・一部改正)

(海上における警備行動)

第八十二条 防衛大臣は、海上における人命若しくは財産の保護又は治安の維持のため特別の必要がある場合には、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊に海上において必要な行動をとることを命ずることができる。

(平一八法二一八・一部改正)

(海賊対処行動)

第八十二条の二 防衛大臣は、海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律(平成二十二年法律第五十五号)の定めるところにより、自衛隊の部隊による海賊対処行動を行わせることができる。

(平二二法五五・追加)

(弾道ミサイル等に対する破壊措置)

第八十二条の三 防衛大臣は、弾道ミサイル等(弾道ミサイルその他その落下により人命又は財産に対する重大な被害が生じると認められる物体であつて航空機以外のものをいう。以下同じ。)が我が国に飛来するおそれがあり、その落下による我が国領域における人命又は財産に対する被害を防止するため必要があると認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊に対し、我が国に向けて現に飛来する弾道ミサイル等を我が国領域又は公海(海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。)の上空において破壊する措置をとるべき旨を命ずることができる。

A [日法二一〇九六・七] ㊟

A [日法二一〇九六・七] ㊟

することができる。

2 防衛大臣又はその指定する者は、前項の要請があり、事態やむを得ないと認める場合には、部隊等を救援のため派遣することができる。ただし、天災地変その他の災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、前項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、部隊等を派遣することができる。

3 庁舎、営舎その他の防衛者の施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合においては、部隊等の長は、部隊等を派遣することができる。

4 第一項の要請の手続は、政令で定める。

5 第一項から第三項までの規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第二条第四項に規定する武力攻撃災害及び同法第百八十二条において準用する同法第十四条第一項に規定する緊急対処事態における災害については、適用しない。

(昭三十七法三三・平二二法二二・平一八法二一八・一部改正)

(地震防災派遣)

第八十三条の二 防衛大臣は、大規模地震対策特別措置法(昭和五十三年法律第七十二号)第十一条第一項に規定する地震災害警戒本部長から同法第十三条第二項の規定による要請があつた場合には、部隊等を支援のため派遣することができる。

(昭五三法七三・追加、平一八法二一八・一部改正)

自衛隊法第 82 条の 3 第 3 項に規定する弾道ミサイル等に対する破壊措置に関する緊急対処要領

平成 21 年 7 月 14 日

閣 議 決 定

自衛隊法(昭和 29 年法律第 165 号。以下「法」という。)第 82 条の 3 第 3 項及び自衛隊法施行令(昭和 29 年政令第 179 号。以下「令」という。)第 104 条の 2 の規定に基づき、同項に規定する弾道ミサイル等(法第 82 条の 3 第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。)に対する破壊措置に関する緊急対処要領を次のように定める。

1 防衛大臣が法第 82 条の 3 第 3 項の規定による命令を発する場合及びこの場合において同項に規定する緊急の場合に該当することの認定に関し必要な事項(令第 104 条の 2 第 1 号関係)

(1)防衛大臣が法第 82 条の 3 第 3 項の規定による命令を発する場合

防衛大臣が法第 82 条の 3 第 3 項の規定による命令を発する場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

ア 外国において弾道ミサイルが発射された疑いがあり、又は発射されるおそれがあると認める場合であって、その時点では、発射の目的、その能力等が明らかでないため、当該弾道ミサイルが我が国に飛来するおそれがあるとまでは認められないとき。

イ 外国において打ち上げられた人工衛星打上げ用ロケットその他その落下により人命又は財産に対する重大な被害が生じると認められる物体(航空機を除く。)が事故その他により落下するおそれがあると認める場合であって、その時点では、事故の場所、態様等が明らかでないため当該物体が我が国に飛来するおそれがあるとまでは認められないとき。

(2)緊急の場合に該当することの認定に関し必要な事項

緊急の場合に該当することの認定は、我が国の弾道ミサイル防衛システムにより弾道ミサイル等が我が国に向けて飛来することを確認することにより行うものとする。

2 法第 82 条の 3 第 3 項の規定による措置の対象とする弾道ミサイル等の範囲及びその破壊方法(令第 104 条の 2 第 2 号関係)

(1)弾道ミサイル等の範囲

次に掲げるもののいずれかに該当するものであって、1(2)の定めるところにより我が国に向けて飛来することが確認されたものとする。

ア 弾道ミサイル

イ 人工衛星打上げ用ロケット

ウ 人工衛星

エ その他その落下により人命又は財産に対する重大な被害が生じると認められる物体であって、航空機以外のもの

(2)弾道ミサイル等の破壊方法

法第93条の3の規定に基づき、スタンダード・ミサイル SM-3 又はペトリオット・ミサイル PAC-3 を発射し、我が国領域又は我が国周辺の公海(海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。以下同じ。)の上空において破壊するものとする。

3 法第82条の3第3項の規定による措置を実施する自衛隊の部隊の行動の範囲(令第104条の2第3号関係)

防衛大臣から法第82条の3第3項の規定による措置をとるべき旨を命ぜられた自衛隊の部隊(以下「実施部隊」という。)の行動の範囲は、我が国領域並びに我が国周辺の公海及びその上空とする。

ただし、スタンダード・ミサイル SM-3 が搭載されている護衛艦又はペトリオット・ミサイル PAC-3 が配備されている高射部隊の行動の範囲については、上記の範囲のうち、防衛大臣がこれらの部隊の態勢、弾道ミサイル等が落下した場合の被害の程度等を勘案して、法第82条の3第3項の規定による命令で定めるものとする。

4 法第82条の3第3項の規定による措置を実施する自衛隊の部隊の指揮に関する事項(令第104条の2第4号関係)

実施部隊は、スタンダード・ミサイル SM-3 が搭載されている護衛艦又はペトリオット・ミサイル PAC-3 が配備されている高射部隊、航空警戒管制部隊その他事態に応じ防衛大臣が必要と認める部隊とし、航空総隊司令官の指揮下に置かれるものとする。

実施部隊の運用に係る防衛大臣の指揮は、統合幕僚長を通じて行い、これに関する防衛大臣の命令は、統合幕僚長が執行するものとする。

5 関係行政機関との協力に関する事項(令第104条の2第5号関係)

防衛省は、1(2)に定めるところにより弾道ミサイル等が我が国に向けて飛来することを確認した場合には、関係行政機関(内閣官房、警察庁、消防庁、外務省、水産庁、経済産業省、国土交通省、海上保安庁その他事態に応じ防衛大臣が必要と認める行政機関をいう。以下同じ。)に対し、直ちにその旨並びに当該弾道ミサイル等の落下が予測される地域及び時刻を伝達するものとする。

また、防衛省は、実施部隊が当該弾道ミサイル等を破壊する措置をとった場合には、関係行政機関に対し、直ちにその破壊の状況を伝達するものとする。

このほか、防衛省は、関係行政機関の求めに応じ所要の協力を行うものとする。

6 法第 82 条の 3 第 3 項の規定による命令が発せられている場合において同条第 1 項に規定する弾道ミサイル等が我が国に飛来するおそれ認められたときにとるべき措置に関する事項(令第 104 条の 2 第 6 号関係)

防衛大臣は、法第 82 条の 3 第 3 項の規定による命令が発せられている場合において同条第 1 項に規定する弾道ミサイル等が我が国に飛来するおそれ認められたときは、同項の規定により、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊に対し弾道ミサイル等を破壊する措置をとるべき旨を命ずるとともに、同条第 3 項の規定による命令を解除するものとする。

(防衛省ホームページより)

http://www.clearing.mod.go.jp/hakusho_data/2011/2011/html/ns319000.htm
1)